

### 第3回 岐阜支部評議会の概要報告

開催日時	平成30年10月25日(木) 15:00~16:45
開催場所	濃飛ニッセイビル地下1階 会議室
出席評議員	紀ノ定議長、梅津評議員、中山評議員、宇野評議員、辻評議員 内藤評議員、村瀬評議員、北川評議員、佐伯評議員
議題	(1) 平成31年度保険料率について【資料1-1】【資料1-2】 (2) 岐阜支部の取り組みについて【資料2】 (3) その他【参考資料1】【参考資料2】
議事概要	<p><b>議題1. 平成31年度保険料率について</b></p> <p>事務局より【資料1-1】【資料1-2】に沿って説明を行った。</p> <p>【主な意見等】</p> <p>(被保険者代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中長期的に考える」という理事長発言を踏まえて論じるべきなのか。度外視して論じるべきなのか。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決定事項ではないため、中長期的な考えに否定的なご意見でも構わない。</li> </ul> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来年の消費増税の影響も踏まえたものであるか。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・そのとおり。</li> </ul> <p>(事業主代表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備金残高がいずれ減少していくという試算だが、医療費は伸びる一方、賃金については増加しないからか。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <p>医療費は伸びていくが、被保険者は増加し続けることはないと思われる。 賃金上昇率は2番目のケース(「Ⅱ 2020年度以降0.6%」)が一番蓋然性があると考えている。</p> <p>(学識経験者)</p> <p>被保険者数は、現状維持を想定しているのか。増加は見込んでないのか。</p> <p>(事務局)</p> <p>それほど増加する要因がない。これまでは日本年金機構の適用拡大によって被保険者が増加してきた部分があるが、今後はあまり見込めない。</p> <p>(学識経験者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的にみると、定年延長や外国人労働者の増加などが見込まれるが、予想はどう</li> </ul>

か。

(事務局)

- どのような形で決着するか見えていない以上、想定に盛り込むのは難しいが、協会の財政のプラス要因にはなると考える。

(事業主代表)

- 3割の自己負担を上げることは考えていないのか。

(事務局)

- 後期高齢者医療制度への拠出金が負担となっているが、その後期高齢者の自己負担割合を1割から2割へ増やすべきではないかという声は上がっている。

(事業主代表)

- 外国人労働者の健康保険料はどうなるのか。

(事務局)

- 国籍は関係なく、日本人と同じ条件で加入しなければならない。

(学識経験者)

- 中長期的で考えるというのは、いったい何年のスパンで考えればいいのか。10年のシミュレーションだが、もっと先まで考えなければならないのか。2025年に高齢者数がピークとなるが、その先は減っていくがどう考えればいいのか。

(事務局)

- 現役世代との比率のピーク（ボトム）は2040年、2045年とも言われているが、ワーストのタイミングがどうなのかは、そこまですと蓋然性がどうなのかという話になるため、そこまではシミュレーションしていない。

(学識経験者)

- この「中長期」とは、どれくらいの期間を想定しているのか。

(事務局)

- 10年をめど、といったイメージ。

(被保険者代表)

- シミュレーションによると、10%だと10年は準備金残高1か月分を割り込むことはないため、10%維持しても問題ないと思う。激変緩和措置が終わるとどうなるのか。

(事務局)

- 激変緩和措置が終了すると、次はインセンティブによって左右されることになる。

(被保険者代表)

- 平均10%というのは、そのままいけばいいと思う。

(事業主代表)

- 一度保険料率を下げると、次に上げるときに大変なので今のままでいいと思う。ただ、4,500億円も黒字があるのになぜ下げることができないのかという意見は、一般の方からはあるかもしれない。

《激変緩和率を計画的に1.4/10引き上げること、また保険料率の変更時期を4月納付分（3月分）からとすることに対して、異議・意見なし》

## 議題 2. 岐阜支部の取り組みについて

事務局より【資料2】に沿って説明を行った。

【主な意見等】

(被保険者代表)

- ・ 限度額適用認定証を使用しなかった方について、なぜ使用しなかったのかということ意見を聴取等されたのか。

(事務局)

- ・ 市町村の福祉医療を利用されている方は個人負担がないため、限度額適用認定証を利用せずに受診している。市町村に広報をして、限度額適用認定証を利用してもらい、高額療養費の申請を減らしていかなければならないと考えている。

(学識経験者)

- ・ 限度額適用認定証の利用促進の取り組みについて、他支部と違いはあるのか。

(事務局)

- ・ 一番大きな原因は医療費の地域単独事業である。地域単独事業を診療報酬支払基金に委託している市町村が多い県ほど高額療養費の現物化が進んでおり、現金給付の請求書が上がってこない仕組みとなっている。残念ながら、岐阜県では、全ての市町村が地域単独事業に申し込みをしていない。

(被保険者代表)

- ・ 限度額適用認定証の利用促進は、業務手続きが減るという観点で、ということか。

(事務局)

- ・ そのとおり。

(被保険者代表)

- ・ どのような場合に限度額適用認定証が使えるのか分かりやすく伝えてもらいたい。

(事業主代表)

- ・ 限度額適用認定証を保険証と一緒に自動的に付与される仕組みにはならないのか。自動的に付与されれば、事業主も社員も手続きが必要ないため楽になる。

(被保険者代表)

- ・ 限度額適用認定証の事前交付については、健康保険法上の制約があるのではないか。

(事務局)

- ・ そのとおり。申請主義であるため、勝手に交付はできない。

(事業主代表)

- ・ 保険証の交付についてであるが、1週間以内に発行できるシステムにしてほしい。

(事務局)

- ・ 上期に二度ほど年金事務所へ早期処理の依頼はしているところではあるが、評議会の場でも強いご意見があったことは申し伝える。

(学識経験者)

- ・ K P I の目標設定という意味では、岐阜支部の実態が把握でき分かりやすい。ただ、以前までの資料の方がもう少し因数分解されており、項目ごとに何が良かったか悪かったかが比較的分かりやすかった。今回のように纏めた形になると、個々の活動がどうなのかが、曖昧にならないか。

(事務局)

- ・ K P I のごく一部である。定量化できるものは、9 月末時点での数字が確定しておらず、結果が分かった段階で報告する予定である。資料を網羅的というお話であれば、今後検討させていただきたい。

(学識経験者)

- ・ 生産性を向上させて、創造的業務を行う。大きな案件があるが、資料上は文言はあるけど読み取りにくい。今後 K P I も含めて目標を達成して、その結果生産性も上がって創造的業務が増えるという方向は出来つつあるという理解でよいか。

(事務局)

- ・ 山崩し方式を 1 年前から取り組み始め、創造的業務は既存業務に追われる中で十分に組み立てていなかった。まだ完成には至っていないが、マンパワーにやや余裕ができてきたため、ようやく創造的業務に手を付けることができたところ。さらに進めていく必要がある。

(被保険者代表)

- ・ ジェネリックによる医療費軽減効果に大きな額が記載されているが、なるべく大きな目標を立ててもらいたい。

(事務局)

- ・ 80%でよしというスタンスではない。できるだけ上振れして 80%以上を目指している。また、特許期間が外れるとジェネリックの対象が増え、一時的には率が下がるため、そこも考慮する必要がある。

(被保険者対象)

- ・ 障がい者や難病患者への「健康経営」上の配慮はあるのか。

(事務局)

- ・ 現段階では「健康」を前面に出しているため、そこまでの配慮には至っていない。また、岐阜支部の健康経営推進事業所の認定事業所は 22 社しかなく、中身がこれでもいいのかを含めて検討する必要があると考えている。

(被保険者代表)

- ・ 県の健康宣言のチェック項目に目を通したが、先進的な会社はいろいろ取り組んでおり、次に取り組める項目が少なく、ハードルが上がっていくのではないかと。

(事務局)

- ・ チェック項目が追加されて増えていくものではないため、発射台が高く目標に到達しやすいと考えていただければいいのではないかと。

### 議題 3. その他

引き続き事務局より、「年金委員・健康保険委員大会の案内」(【参考資料 1】)及び「第 5 回中部ブロック評議会の開催」(【参考資料 2】)について説明。

【主な意見等】

(意見なし)

特 記 事 項

- ・ 次回開催は平成 31 年 1 月中旬を予定